

## 【立ち上がったホームヘルパーたち--ホームヘルパー国賠訴訟 4 回目--】

寒さはまだ残るが、春を感じさせる柔らかな日差しの日だった。そんな2月9日の午後、4回目の登録型の訪問介護員(以下、ホームヘルパーとする)ら3人による国賠訴訟の裁判が、東京地裁で行われた。

今回、原告は、藤原かさん一人のみ。残るふたりは欠席だった。福島 of 佐藤昌子(しょうこ)さんは、新型コロナウイルス感染症の影響で職業柄上京できず(感染者の多い東京に来ると、地元に戻った時にヘルパーの仕事を感染予防でしばらく休まねばならないという話だった)、都内在住の伊藤みどりさんも体調不良でこの日、欠席となっていた。ちょっと寂しい裁判ではあったが、それでも傍聴席には、約18名の傍聴者が駆け付けた。後で先の藤原さんからの報告があり、満席ということだった。

今回は、主に被告の国側については、提出された反論への補足確認が、原告らについては、今後提出される予定の書類などの確認が裁判長によりなされた。次回、藤原さんら3人の労働実態とホームヘルパー全体の労働実態に関するもの(原告らが大学の先生の協力を得て独自のアンケート調査を行っている)を証拠として出し、国側が出してきた反論に対し、再反論を行う予定だ。

傍聴しての印象は、裁判長としては、早々に弁論を終結させたい意向があるように感じられた。前回ほどの強い物言いではなかったが、原告側がこれから出そうとする証拠などについて、本当に必要かどうかを改めて確認するような質問の仕方だったため。

裁判自体は、当初予定されていた15分よりも若干早くで終わり、その後、裁判所の一階のホールで、藤原さんと原告弁護団による簡単な報告会が行われた。事務的であっけなく終わる裁判とは正反対に、こっちの方が、藤原さんや代理人弁護士さんらの飾り気のない言葉が聴けて楽しい。傍聴に来ていた人たちはそのまま法廷からこちらに流れてきた感じだった。

主任弁護士の山本志都(しず)さんは、「原告3人を、(同じホームヘルパーなど)みなさんがいろいろな思いを持ってこの裁判を注目し、支えようとして下さっている。だからヘルパーの働き方が具体的にどんな実態なのかということを証拠として裁判所に出したいと思ってアンケート調査をしました。その結果にもとづき、原告だけではないヘルパーの働き方というのを裁判所に出すと同時に、原告の人たちがどれだけ大変な仕事をしているのかというのを、裁判所にもっとわかり易く伝えたいなあ、ということも一つ思っています」などと話した。一方、大棒洋佑(だいぼうようすけ)弁護士は、

「原告らの損害について(※ それぞれが働いていた、ないし働いている訪問介護事業所のこと)事業所の方に請求していく部分もまだ残っているのではないかと、裁判長らが言っているが、我々が提訴した意味はそこではない。ですので、そこを乗り越えていけるよう、そうしたところも含めてしっかり反論していきたい。『これで以上ですか?』って言われてしまうと結審のほうに行ってしまうので」と言い、弁論終結阻止への思いが伝わって来た。

最後に原告の一人、藤原るかさんはこう強く訴えた。藤原さんは、30年間のヘルパー人生で(※ 最初の10年は品川区の「公務員ヘルパー」)、登録ヘルパーになって約20年になる。介護保険制度が始まると同時に登録ヘルパーとなり、その最初のところから時給がずっと変わっていない。そもそも『ホームヘルパーは誰でもできる』という考え方が制度設計のベースにあり、新人でも藤原さんのように長年の経験を重ねている人でも時給自体、全く変わらないと嘆く。

その上でこう続ける。

「私たちヘルパーは、国によって労働者としてずっと尊厳が痛めつけられているわけです。法的に2年までしか遡れないという時効がなければ、本当は20年前まで遡って国に損害を求めたい。単純計算でも10年働くと2年間分が無給なんです。2年分は、移動(※1)とか待機(※2)というそういう実態なんです。それが20年変わっていない。だからもういい加減にしろよ!、って。そういう思いで裁判を起こしたんです。こんなに酷い状況の中で、ヘルパーさんたちを働かせ続ける制度って一体何なんだ!?って。それを一番国に言いたい。この期に及んで国はさらにヘルパーは『ボランティアでいい』(※3)なんてことを言い出しているんです。もっと酷いことを(高齢福祉の中で)やろうとしている。そういうことをみなさんや、この裁判を裁く裁判官たちに伝えたいんです」

ところで、この集会の中で明るいニュースもあった。この藤原さんの話す、移動や待機未払いの件について厚労省は、今年2021年1月15日に「訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて(周知徹底)」(※4)という通達を出している。

「通達は3回目になる。移動や待機はちゃんと労働基準法上認めるものだから(訪問介護事業所の)事業者は賃金を支払え、という内容で、この裁判を意識してのものだと思う」と藤原さんは明るい声で言い、裁判をやっていることの手ごたえを弁護士らと共に感じているようだった。

事務局 フリーライター西村 仁美

次回裁判期日は、4月20日(火)10時~709号法廷だ。ぜひご注目を!

※1 訪問先から訪問先などへ行くところを指して言っている。

※2 訪問先の利用者さんが入院などをした場合に、その間、利用者さんのところに入っていた時間帯を空け、Aさんが退院して自宅に戻って来るまで仕事を入れずに待たなければならない状態などを指して言う。

※3 国の認可を受けた有償ボランティア制度は既にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、★訪問介護ヘルパーの資格がなくてもボランティア等で経験があるなどすれば、一時的に高齢者や障がい者関係の福祉サービスに従事していい、ということになった。→

4月9日付通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」問8

<https://www.mhlw.go.jp/content/000650200.pdf>

④ー7 通所介護等の利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対する訪問介護の提供増加や職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合、基準違反となるのか。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

※4 令和3年1月15日 厚労省

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて(周知徹底)

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin.files/jouhou\\_vol.912.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.files/jouhou_vol.912.pdf)

◆ホームヘルパー一国賠訴訟参考記事

<http://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2019/12/06/antena-608/>